

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

AMNESTY
INTERNATIONAL



発行 2011 年 9 月 21 日

アラシュ・アラエイさんが釈放されました！



イランの医師アラシユ・アラエイさんが 8 月 27 日に釈放されました！アラシュさんは、イード・ル・フィトル祭（断食明けの祭り）に先立ちイランの最高指導者の恩赦によって

釈放された、およそ 70 人の良心の囚人や政治犯のうちの一人です。公式にはこの恩赦で 1200 人以上が釈放されたと報告されていますが、その大半はすでに刑期の半分以上を服役しており、仮釈放が認められるべき人たちでした。

数か月前に釈放されイラン国外に住んでいるアラシュさんの兄弟、カミアル・アラエイさんは、キャンペーンに協力したアムネスティのすべてのメンバーに対して感謝を伝えてくれました。

アブザール・アルアミンさんが保釈されました！



アブザール・アリ・アルアミンさんが 8 月 22 日によろしく保釈されました。アムネスティは過去 1 年間、彼の釈放を求めてキャンペーンを展開し、

7 月 14 日には、スーダン政府に対してアブザールさんを即刻釈放するよう求めるプレスリリースを発表していました。

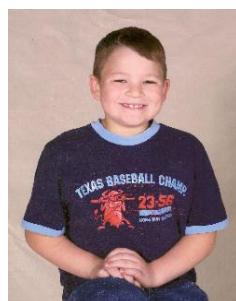
日刊紙ライ・アル・シャアブの副編集長であるアブザールさんは、政府に批判的な記事を発表したところ、憲法を批判し誤ったニュースを発行したとして、2010 年 7 月 14 日に有罪判決を受けました。アブザールさんは 5 年の刑を宣告されましたが、2011 年 5 月に最高裁が刑期を 1 年に減

軽し、釈放日を 2011 年 7 月 3 日としました。彼は獄中で拷問されたと主張しています。

しかし、釈放日の 2 週間前に、国家情報保安局 (NISS) によってアブザールさんにに対する新たな 2 つの申し立てがなされました。その申し立てをもとに、1991 年成立の刑法により、数多くの容疑が彼に対してかけられました。その中には犯罪の陰謀や憲法への批判も含まれ、有罪になれば死刑や終身刑となる可能性もあります。

アムネスティはこの新たな事態を受けたアピール活動を間もなく開始します。

ジョーダン・ブラウン君が少年裁判所で裁かれる



ことになりました！

米国ペンシルベニア州の裁判所は、13 歳のジョーダン・ブラウン君が関わる殺人事件の裁判を少年裁判所に移しました。ジョーダン君は、11 歳の時に、父親のフィアンセであり妊娠中だったケンジー・ホークさんを殺害した容疑で、成人の裁判所で審理されていました。

成人裁判所で第一級殺人と判断された場合、ジョーダン君に国際法違反である執行猶予なしの終身刑が言い渡される可能性がありました。「少年裁判所こそが、彼の年齢にふさわしい法廷です。全米当局はこの決定にならう必要があります。子どもに執行猶予なしの終身刑を言い渡すことは、公共の利益にも子どもの利益にもなりません」と、アムネスティのナターシャ・メンションは語りました。

ジョーダン君はペンシルベニアの州法に則って、自動的に成人裁判所に委ねられ審理を受けていました。彼には、父親のフィアンセと、生まれてくるはずだった子どもを殺したという 2 件の殺人容疑がかけられています。アムネスティは過去 1 年半以上に渡り、彼の弁護士の主張を支援す

UA ニュース

www.amnesty.or.jp

アムネスティ・インターナショナル日本 UA センター

AMNESTY
INTERNATIONAL



発行 2011 年 9 月 21 日

る形で、審理を少年裁判所で行うようキャンペーンを行つていました。

8 月 5 日に行われた移管に関する審問の結果を受けて裁判所は、ジョーダン君の審理を少年裁判所に移すことが公共の利益であると結論づけました。裁判所は「被告人は、青少年として治療、監督を受け入れ、更正の可能性がある」と判断しました。ジョーダン君は次の出廷までは少年拘置所に拘置される予定で、今後も彼が 21 歳になるまで青少年向けの司法制度の管轄下に留まります。

ジョーダン君の弁護士から、アムネスティのメンバーに向けて、「アムネスティに関わる多くの方々は、この状況に関して懸命に働きかけ、熱心に社会の認知を高め、彼の裁判を少年裁判所に移すよう促して下さいました。ジョーダン君に代わり感謝を申し上げます」というメッセージが届いています。

インドの人権活動家が釈放される！

8 月 12 日夜、人権擁護活動家で環境権擁護のキャンペーンであるラメシュ・アグラワルさんが、インドの最高裁の決定により釈放されました。ラメシュさんは 2 か月間チャッティースガル州の刑務所に拘束されていました。

環境団体ジャン・テヤントナで働くラメシュさんと、民間医療に携わるハリハル・パテルさんは、5 月 28 日にライガールの町で逮捕されました。

彼らは、チャッティースガル州の中心で進行中の産業プロジェクトによる公害や、今後の計画によって想定される環境汚染に関するキャンペーン活動を積極的に展開していました。また、先住民のコミュニティを脅かすこの産業計画に関して情報開示を求める運動の先頭に立ち、政府によって強制的に開催される協議への懸念を示していました。

そして、2010 年 5 月 8 日のタムナーでの政府会議において、「中傷的な情報を流し」「社会の秩序を乱し」「市民に恐怖やパニックを起こした」という容疑をかけられ、逮捕

されたのです。

アムネスティは、彼らの逮捕は、この平和的な運動の阻止を狙ったものと考えています。

逮捕後、高血圧をわずらうラメシュさんに対する病院での治療は、ベッドに鎖でつながれたままという非人道的な扱いでした。3 日後、警察は、残虐で辱めを受ける扱いであるという抗議を受け、ラメシュさんの鎖を外しました。ハリハルさんは 7 月 28 日に釈放されました。

メキシコ検察庁から手紙が届きました！

UA 会員からの 2 件の緊急行動のアピールに対し、メキシコ共和国検察庁から回答の手紙が届きました。

1 件は、オアハカ州で 2010 年 7 月 27 日に起きた、人権擁護活動家ベティ・カリーニョ・トルヒーリョさんと人権監視員ユリ・ヤッコーラさんの殺害 (UA ナンバー: 110/10) について。もう 1 件は、タマウリパス州で 2011 年 6 月 5 日に起きたホセ・フォルティノ・マルティネス・マルティネスさんの拘束と強制失踪 (UA ナンバー: 177/11) についてでした。

両事件ともまだ解決されていませんが、当局は、国の法令に則って事件の捜査に当たること、また、犯罪被害者の基本的権利である司法へのアクセスを保障しつつ、合法的かつ短期間に、彼らの利益のために働くことを約束して、事件を解決していく決意を表明しています。

この件に関してアピールを送ってくださった皆様に感謝いたします。

UA ニュース

発行: アムネスティ・インターナショナル日本

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F

TEL: 03-3518-6777 FAX: 03-3518-6778

E-mail: uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3000 円

郵便振替 00120-9-133251

加入者名 社団法人アムネスティ・インターナショナル日本